

継続協議項目の検討の方向性について

具体的検討項目	論点（課題、問題点等）	主な議論
③施策に対するチェック機能の強化		
	【これまでの論点】 ○ 「執行機関を監視する機能」とは？ ○ 監視機能を発揮するためにはどうすればよいのか。 ※上記のほかに論点はないか？	【これまでの主な発言】 ○ 執行機関を監視する機能とは、決定された団体意思の執行に伴い、 ① すべて適法・適正に、かつ、公平・効率的・民主的にされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促すこと、 ② 団体意思の執行によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促すこと ○ ということができる。 ○ 6月定例会では、70数項目以上の繰越しの報告があった。委員会等で、その理由等についても妥当であるかどうか、何に問題があったのかということを検証する必要はあるのではないかと。 ○ 法令そのものに問題があるというような場合には、国に対して声をあげていくということも監視機能の範囲に入るのではないかと。 ○ 監視機能というのは非常に広範囲にわたる。議会に本来的に求められている機能としてきっちりやっつけようとするなら、これはほかの事の合間にできるような、そんな簡単にできるものではない。今の伊勢市議会の体制で可能なのだろうか。 ○ 日常的に検証するということが必要。今の体制では、所管の常任委員会でやっつけていくことしかできないのではないかと。 ○ 常任委員会の機能を強化する、これに尽きると思う。 ○ 監視機能を強化するためには、常任委員会の強化や、研修、参考人制度を取り入れていく。